

自然を愛するみんなの交流紙

「自然の権利」 基金

vol. 69

2014年10月1日



事件報告 沖縄ジュゴン「自然の権利」訴訟

事件報告 新石垣空港関連訴訟の現状

事件報告 馬毛島訴訟

いのちはじゅんぐり

マミー s' 日記

利根川源流からエネルギー革命を！

期日情報

事務局より

事件報告 沖縄ジュゴン「自然の権利」訴訟

ジュゴン訴訟の新展開

ジュゴンの海に新しい基地が建設されようとしています。沖縄では新基地建設に反対して、多くの人たちが辺野古に集まって反対の声を上げています。私たち沖縄ジュゴン「自然の権利」訴訟弁護団も緊迫した事態を受けて、裁判に基地建設の即時中止を求める内容を新たな主張を付け加えました。

この主張はちょっと複雑です。少々回りくどいのですが大切なことなのでご説明したいと思います。辺野古の新基地建設を進めているのは日本政府です。米国の裁判所では日本政府の行動を止めることはできません。しかし、日本政府が基地を建設するためには基地や基地のために提供された海域に入らなければなりません。しかし、基地はアメリカ政府の管理下に置かれているため、日本政府とは言え、基地に立ち入るにはアメリカ政府の許可が必要なのです。私たちはこの許可を差し止めて欲しいと求めています。許可が裁判所に禁じられれば、日本政府は基地に立ち入ることができず、基地建設もできないということになりま

す。

沖縄ジュゴン「自然の権利」訴訟は米国文化財保護法（NHPA）がジュゴンを保護していることから、ジュゴンを保護するよう求めてアメリカの裁判所で訴えを提起しました。原告は沖縄ジュゴンや沖縄県の人々、環境保護団体です。アメリカの法律がジュゴンを守るよう指示しているのですから、アメリカ政府の一機関であるアメリカ軍はこれを守らなければなりません。

私たちの提訴に対し、米軍側は門前払いを求めたのですが、2005年にはサンフランシスコの裁判所はこれを退けました。さらに、2008年、裁判所は米軍側にNHPAの手続きを守るよう指示しました。それでも米軍側はなかなか裁判所に従わなかったのですが、日本政府が環境影響評価書を作成したことをもってジュゴンの保護ははかられたとしてきたのです。

しかし、日本政府の環境影響評価書にはいくつもの不備がありました。特に建設予定地にジュゴンの食み跡、つまりジュゴンがえさ場になっている場所があったのですが、その事実を日本政府は隠

したままアセスメントを実施してきました。

さらに、米軍側は多くの人たちから意見を聞いたとしています。しかし、アメリカの法律はジュゴン保護のために関係者全てから意見を聞くように求めています。米軍が勝手に関係者を決めて、自分の都合のよいように意見を解釈することは許されません。

このように、米軍側はNHPAに違反する部分があります。私たちは裁判所に違反を宣言してもらうとともに、建設のための立ち入り許可を禁止するよう求めてこの裁判を進めています。

このアメリカでの訴訟はアメリカでも話題に

なっています。アメリカの環境保護団体も私たちに味方してくれています。弁護団ではアメリカでの裁判を進める一方、アメリカの環境保護団体や文化財保護団体の支援をとりつけ、アメリカの皆さんにもいっしょになって基地建設に反対してもらおうと思います。また、これは非常に難しいことですが、アメリカの国会議員のみなさんから指示を取り付けようと考えています。

「自然の権利」訴訟はみなさんの支援のみに支えられています。どうか、引き続きのご支援をよろしくお願いします。

(文) 弁護士 籠橋隆明

事件報告 新石垣空港関連訴訟の現状

既成事実負けず粘り強く闘ってます！

上告後1年8ヶ月最高裁判決に注目を！

新石垣空港は残念ながら昨年3月に開港されました。赤土の流出で白保の海を汚し、洞窟の破壊で絶滅危惧種コウモリ類を激減させ、国内最古の人骨遺跡を不十分な調査のまま埋め立て、そしてこの先もずっと滑走路陥没の危険性をはらんだままで・・・

私たちはこの既成事実にはひるむことなく、今も4つの関連裁判を闘っています。以下に各訴訟の経緯と現状を簡単に報告します。



新石垣空港地域内のC洞窟で捕獲したリュウキュウウツバナガコウモリの出産直前の雌。沖縄県はいまだ本種の出産洞窟は石垣島内で確認されていないと主張している(2008年6月7日撮影)。

●設置許可取消訴訟●

「サングもコウモリも守れ！」を合言葉に、新石垣空港の取り消しを求めて最初に起こした裁判です。2006年6月に原告121人で東京地裁に提訴しました。

20回を超える口頭弁論、洞窟学者やコウモリ類の専門家ら4人の証人尋問、さらには裁判官の現地視察を勝ち取るなど優位な審理状況の中、2010年11月に結審しました。しかし現地視察を実施した裁判長が交代したからか、2011年6月、原告の訴えをほとんど認めない極めて不当な判決が下さ

れました。ただちに控訴。しかし二審でも4回の口頭弁論と内部告発者の証人尋問を勝ち取ったものの、2012年10月には一審同様の請求棄却の判決が言い渡されました。

しかしこの判決を不服として52人が最高裁へ上告。それからすでに1年8ヶ月が経過しました



現地視察で裁判官に地下水の流出箇所を説明する弁護団ら(白保海岸で)

が、いまだ最高裁で審理中です。1・2審判決に対して最高裁が何らかの疑念を抱いている可能性も予想され、判決が極めて注目されるところです。

●事業認定取消訴訟●

共有地(空港敷地内)の強制収用は違法であるとして2009年2月に東京地裁に提訴した裁判です。原告は141人。15回の口頭弁論とコウモリ研究者の証人尋問が行われ、昨年5月に結審。そして同年9月、またまた請求棄却の不当判決が下されました。

判決は、国交大臣の裁量を極めて大きく認め、「全く事実の基礎を欠く判断」「明白に合理性を欠く評価」でない限り、国交大臣の事業認定処分は違法とならないというものでした。行政の無謬性(むびゅうせい)を前提とするこの御用判決に対し57人が東京高裁に控訴。今年4月から控訴審が始まり、再びコウモリ研究者の意見書を提出。また10月の次回弁論では1審判決を批判する法律学者の意見書を提出する予定になっています。

●収用裁決取消訴訟●

2010年9月に那覇地裁に提訴。原告は128人で、被告は沖縄県知事。

本件訴訟は、共有地（空港敷地内）の強制収用を最終的に認めた沖縄県収用委員会の処分を違法として提訴したものです。14回の口頭弁論が開かれ、今年2月に判決。那覇地裁は関連訴訟の判決を根拠に原告の請求を棄却。これに対して67人の原告が控訴、9月25日に第1回口頭弁論が開かれます。

●完成検査合格処分取消訴訟●

新石垣空港の安全性を正面から問う訴訟。空港

は国の完成検査に合格して供用されるのですが、新石垣空港の完成検査は全く不十分であるとして昨年6月91人の原告が東京地裁に提訴した最も新しい裁判です。審理は昨年11月から始まり、この9月2日に第4回口頭弁論が開かれました。国は空港の安全性に関する論議を避け「原告適格なし」で争う方針。門前払い判決を狙っています。

（八重山・白保の海を守る会
事務局長 生島 融）

事件報告 馬毛島訴訟

1 馬毛島現地調査



2013年11月29日、公害等調整委員会が馬毛島を訪問しました。本格審理に入る前の予備調査の一環ですが、原因裁定手続の争点に対する理解を現場を見ることによって深めることが目的です。

開発の実際はどうか、泥水対策として調整池や沈砂池の設置数や規模がどの程度であるか、泥水が流出した河口付近の状況はどうなっているか、などを見聞しました。

申請人側からは漁師の壺河実さん、鹿児島市の鳥丸弁護士、そして筆者の3人、被申請人側はT会長、I弁護士など。

筆者自身、島の内部にまで立ち入ったのは、滑走路工事開始後は初めてで、十年ぶりかです。

FCLP（空母艦載機着陸訓練）基地の候補地として注目を集めているためか、報道陣も船をチャーターして馬毛島に渡りました。

2011年11月に、開発側が突然工事停止を発表してから2年以上経過しましたが、東の海に注ぐ何本かの河川の河口付近には、今も石には泥がこびり付き、転石すると泥が舞い上がる状況が続いていました。北東部の海岸には、泥によって死滅したと見られる枝サンゴの死骸が多数打ち上げられ、白く埋め尽くしていました。

シカは悲観的に



島の南端。滑走路工事現場からはマゲシカの姿も見えました。

予想したよりはたくさん姿を見ることが出来ました。森林は激減しましたが、開発が止まったので島が落ち着いているのからでしょうか。といっても以前の頭数500頭の半分以下ではないかと思えます。

調査後に原因裁定委員会は自ら調査報告書を作成し、当事者に配布しました。

2 現地調査後

2014年5月下旬、弁護団は上記調査報告書の解説と申請人漁師さんの追加聞き取りを兼ねて、種子島を訪れました。

その聞き取りの中で、トビウオの漁獲が開発の影響をストレートに受けているという話を得ました。海の汚染だけでなく馬毛島の土木工事で山の姿や森の姿が変化したことで、トビウオが産卵場所を見失ってしまったというのです。しかし、申請人の中にトビウオ漁を行っている漁師さんがいません。今からでも裁定手続きに参加して欲しいと願っております。

その他、漁獲データもほぼ出そろいました。

3 第1回審問期日

以上の予備調査を踏まえて、この10月15日午後1時30分から、第1回の審問期日が開かれます。申請人の壺河さんと古川さん2名の尋問手続きが予定されています。

いよいよ正念場です。

（文）弁護士 菅野庄一



打ち上げられて北東部の海岸を白く埋め尽くす枝サンゴの死骸

連載

命はじゅんぐり

愛知県しんしゅう新城市で「有機循環型農業」を実践する松沢さんは、ゴルフ場反対運動や自然保護活動にも熱心に取り組まれています。農をつうじて培われた、「自然とつきあう作法」をご紹介します。

農業観

語るべき農業の語義を確認するため辞書を引いた。広辞苑〔岩浪書店 昭和30（1955）年版〕「地力を利用して有用な植物を栽培耕作し、また、有用な動物を飼養する有機的生産業。広義では農産加工や林業をも含む。」ナルホド！次に、現代語多く便利な日本語大辞典〔講談社 平成7（1995）年版〕「農作物の栽培や家畜の飼養により有用な生産物を合理的・経済的に獲得する産業。」エー！でもこれだ！思えば、1961年～1999年、日本経済の高度成長期に「農業基本法」が、農業の選択的拡大と他産業並み収入での自立経営とを進めた。暮らし方や農業技術の転換期とも符合する。農業の経済重視化が、半世紀も経ないで社会の農業観を変えた。私の農業観と近年の農業・農家、農学の研究や教育、農政、市民の食と農への期待等との不整合は何だろうという疑問の霧が晴れた気がする。

問題は経済を優先した農業改革で「本来、農業はどうあるべきか」を問う視点を失ったことでしょう。農業の原点（エネルギー生産業）が忘れ去られ、今これを思い出し追求すると、不都合なことがいっぱい起こる。

百姓も社会的責任を「金もうけ」の陰に置き忘れて。その結果、食の安全・安心が問われ、生物多様性が失われ、地球温暖化を促進する。百姓が農業に誇りと喜びを感じられない。

そして、お金のために現世代の生産条件を優先することも止む無しとする世相がある。農業の工業化を問題視できない農業観へ変化した。

社会基盤としての農業の体質と自然環境が脆弱化した危機感から、1999年に「食料・農業・農村基本法」が制定され、環境重視へと政策転換した。しかし危機解消の目立った成果は上っていない。

どうすれば良いか。まず原点・原則に帰りたい。「エネルギー生産業」であり「多大な外部生産」という農の特質を再確認し、最大限に活かすしかない。農業が過去何千年も人類の暮しと文明の持続的発展を支えて来たように。小さい有機循環農業の出番だ。幸い日本はバイオマス資源大国としての自然的、人的風土に恵まれている。本来あるべき農の実践に、やがては国民の農業観も追随するでしょう。

松沢政満



マミー's'日記

環境問題に関心のあるお母さんたちによるリレーエッセイです。

「1年生になりました」

今春、次男が保育園を卒園し、10年半に及んだ毎朝毎夕の送迎から解放されました。10年半といえば、我が人生の4分の1ですから、解放感もひとしおです。

とはいえ、小学生2人の母親というものなかなか大変なものです。学校行事への参加や保護者会活動、そして、習い事の送迎。地方都市にいと自動車での送迎は必須、しかも、中高生になっても塾やら部活の送迎が続くそうですから、結局、

送迎からは逃れられないわけです。嗚呼……。

兄が就学したときには、保育園生活と学校・学童保育の二重生活との違いに親子共々戸惑ったものですが、次男坊は物怖じしない性格と、小5の兄の存在のおかげですぐに慣れ、楽しんでいきます。

1年生といえば朝顔の観察！夏休みには、春に2年



生と一緒に種をまき、大事に育ててきた朝顔の鉢を持ち帰り、毎日、水をやって、咲いた花の数を記録することになっています。そのため、車で5時間半の実家にも次男の朝顔の鉢を持ち帰る羽目に。その甲斐あって、我が家のベランダでは、兄が小1の頃から毎年育てている朝顔とともに、三色の朝顔が咲き誇りました。

秋には、来年の1年生のために種を取り、朝顔の蔓を使って親子でリースを作ることになっています。朝顔を通じて、植物を慈しむことの楽しさと、命の営みを学んでほしいと思います。

(文) 弁護士 関口佳織



利根川源流からエネルギー革命を！

建築家河合純男さんより再生可能エネルギーへの取り組みについてご紹介いただきます。

8月30日、「森林資源を活用した『バイオマスエネルギー』でみなかみの活性化を目指すための連続学習会」第6回（最終回）「林業再生 生きる道」―利根川源流からエネルギー革命を！を熊崎実筑波大学名誉教授をお招きして開催した。43名の参加者で活発な議論が交わされた。その中で、筆者が代表を務める「(株) リゅういき自然エネルギー」提案が、エネ庁関連のF S委託事業に採択されたといううれしい報告をすることができた。少なからぬ予算がつくので、それぞれの専門家を招聘し①燃料調達調査（間伐材量・端材量、運搬手段、価格等）②森林生態系調査（生物多様性復元と木材利用の両立手法、国有林と隣接する民有林との一体な生態系管理）③燃料生産（薪・チップ・ペレットなどの種別、コスト、貯蔵・運搬方法等）④熱・電気供給先検討（町営温泉施設、町営給食センター、民間クリーニング店、道路融雪、旅館等）⑤ボイラーあるいはコジェネ検討（国内外のメーカー・機種の特製、価格等）⑥事業スキーム（事業主体・資金調達方法等）などの詳細調査ができる。地域エネルギーで地域の活性化を目指すという計画が一気に加速するだろう。

翌日には、「誰にでもできる間伐材の搬出方法」のテーマで群馬県森林整備ボランティア「桜山きづきの森」メンバーによる実践活動を行った。予想を超える29名の参加者があり関心の高さを示した。前日に専門家が伐採した杉の10m、3m材を小型のエンジンウインチとロープを使って搬出した。機械自

体は背負って移動できるほど小型軽量で、しかも据え付けは10分ほどで完了。搬出までの動きが余りにもなめらかなので、かなりこの日のために練習してきたのかと思いきや「2～3回」使っただけとの酒井リーダーの言葉。林業に素人の参加者でもすぐに使いこなせるほど使用方法もいたって簡単だ。

日本で間伐材が利用されない大きな理由は、路網が整備されていないことなどにより搬出コストがかかりすぎるからだ。この方法なら誰でもどこでも「簡単に」軽トラ1台の間伐材を搬出することが出来そうだ。自伐林業の拡大やボランティアによる森林資源の活用に強力な援軍が現れたようで、目的にまた一歩前進した。森林組合や林業従事者ら一部の人たちだけがバイオマスエネルギーの燃料供給者になるのではなく、地域内外のボランティアも含め多くの人々が係わらなければ「エネルギー革命」は起こらないのだから。

(文) 河合純男



期 日 情 報

応援をよろしくお願いいたします。

【核燃サイクル阻止】 青森地方裁判所
12月5日（金）13：30～ 口頭弁論

【コトパンジャン・ダム】
最高裁判所へ上告

【白保 新石垣空港】
収用裁決取消訴訟（那覇高等裁判所）
9月25日（木）14：00～ 口頭弁論
事業認定取消（東京高等裁判所）
10月6日（月）11：30～ 口頭弁論
設置許可取消請求
最高裁判所へ上告
合格処分取消訴訟（東京地方裁判所）
11月18日（火）11：30～ 口頭弁論

【沖縄命の森やんばる】 那覇地方裁判所
10月8日（水）13：30～ 尋問期日

【上関原発】 山口地方裁判所
10月14日（火）11：30～ 口頭弁論

【設楽ダム】 名古屋高等裁判所
最高裁判所へ上告

【泡瀬干潟】 那覇地方裁判所
9月30日（火）13：30～ 口頭弁論

【路木ダム】 福岡高等裁判所
第一審実質勝訴→相手方控訴
11月10日（月）14：00～ 口頭弁論

【有明】
小長井・大浦漁業再生（福岡高等裁判所）
10月20日（月）14：00～ 口頭弁論
開門阻止（長崎地方裁判所）
（有明訴訟原告らは、補助参加人として訴訟参加）
11月10日（月）15：30～ 口頭弁論
小長井・大浦漁業再生 [第2陣・第3陣]
（長崎地方裁判所）
11月10日（月）14：00～ 口頭弁論

【シロクマ】 東京地方裁判所
9月10日（水）13：25～ 判決

【馬毛島】 公害等調整委員会
10月15日（水）13：30～ 審問期日

事務局より

2014年最後の通信をお届けいたします。本年も多くの皆様に会員のご継続をいただきました。心より御礼申し上げます。まだご継続を確認できていない皆様には事務局長からのお願いと振込用紙を同封させていただきました。今回が最後のお願いとなります。何卒よろしくお願いいたします。銀行からお振込いただく場合は下記の通りです。

ゆうちょ銀行 一〇九店 当座 0031179

シゼンノケンリキキン

残念ながらご継続を希望されない場合はお手数ですが、事務局までご一報いただくと幸いに存じます。

また、事件報告にもありましたが、沖縄ジュゴン「自然

の権利」訴訟に大きな動きがありました。皆様のご協力をいただきたく緊急募金のお願いのチラシを同封させていただきました。配布にご協力いただける場合はお送りさせていただきますので事務局までご一報ください。

毎年お楽しみにしていただいている方も多と思います。今年もシュトーレンとお米の通信販売を行います。詳細はそれぞれのチラシをご覧ください、ぜひご利用ください。前回お知らせしたナキウサギのカレンダーも受け付けております。

これからの季節、体調管理にはくれぐれもお気をつけください。また来年もよろしくお願い申し上げます。



ひとつの地球！
ともにある仲間たち！

「自然の権利」基金通信 vol.69

〒453-0015 愛知県名古屋市中村区椿町15-19 学校法人秋田学園名駅ビル2階

TEL. 052-459-1752 FAX. 052-459-1751

E-mail shizennoikenri@green-justice.com URL <http://www.f-rn.org/>

【振替口座】01070-6-31179「自然の権利」基金